平成30年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成30年11月2日 開会 平成30年11月2日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○会議録 [11月2日(金)]

出席議員の番号氏名		1
欠席議員の番号氏名		1
会議に出席した者の職氏	名	1
議事日程		2
会議に付した事件		2
開会		4
諸般の報告		4
日程第1 仮議席の指定		4
日程第2 議長の選挙…		5
追加日程第1 議席の指	定	7
追加日程第2 会議録署	名議員の指名	7
追加日程第3 会期の決	定	7
追加日程第4 副議長の	選挙	7
追加日程第5 報告第2	号	
(地方自治法第18	0条議会の委任による専決処分事項の報告について)…	8
追加日程第6 議案第9	号から議案第14号	
(平成29年度滋賀	県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出	
決算の認定について	て他 5 件)	9
追加日程第7 一般質問		1 4
閉会		1 8

平成30年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年11月2日

開会 午後2時30分

閉会 午後3時07分

平成30年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成30年11月2日(金曜日)

招集場所 広域連合議会議場

(滋賀県市町村職員研修センター研修室(ピアザ淡海5階)

会議に出席した議員(18名)

1番	越	直	美		2番	大ク	、保		貴	
3番	藤	井	治		4番	小	西		理	
5番	山 :	本 芳	_		6番	宮	本	和	宏	
7番	野	村昌	弘	;	8番	岩	永	裕	貴	
9番	Щ	仲 善	彰	1	0番	谷	畑	英	吾	
11番	福	井 正	明	1	2番	小	椋	正	清	
14番	藤	澤直	広	1	5番	西	田	秀	治	
16番	有	村国	知	1	7番	中	島	政	幸	
18番	野	瀬喜	久男	1 :	9番	久	保	久	良	

会議に欠席した議員(1名)

13番 平尾道雄

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	橋川	涉	副広域連合長	伊	藤	定	勉
副広域連合長	松井	繁夫	代表監査委員	若	林	忠	彦
事務局次長	笹 山	衣 理	総務企画課長	小	西	征	義
業務課長	稲 野	善行	会 計 課 長	福	西	弘	充

職務のため出席した者の職氏名

書 記 井口明洋 書 記 林 祐里

議事日程

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 報告第2号

(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)

第6 議案第9号から議案第14号

(平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他5件)

第7 一般質問

会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 報告第2号

(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)

追加日程第6 議案第9号から議案第14号

(平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳

出決算の認定について他 5件)

追加日程第7 一般質問

開会 午後2時30分

(開会 開議)

○書記長(笹山衣理君) 失礼いたします。滋賀県後期高齢者医療広域連合事務局次 長の笹山でございます。兼ねて広域連合議会で書記長を務めております。

当広域連合議会におきましては、現在、議長及び副議長がともに欠員となっております。つきましては、地方自治法第107条の規定において、年長の議長が臨時に議長の職務を行うことになっておりますことから、本日の出席議員中、年長の議員でいらっしゃいます、藤井勇治議員に議長をお願いいたします。

藤井議員、議長席へご着席ください。

○臨時議長(藤井勇治君) それでは、藤井でございます。本日、招集されました、 平成30年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、私が臨 時の議長の職務を行うこととなりました。

議長選出までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力により、無事任務 を果たしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、報道関係者から全員協議会および定例会における撮影許可の申し出があり、 議長においてこれを許可いたしましたので、ご承知おきください。

それではただいまから、平成30年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例 会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。 本日の出席議員は、18名、欠席議員は1名、欠席議員は、平尾道雄議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。 これより日程に入ります。

(日程第1)

○臨時議長(藤井勇治君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

(日程第2)

〇臨時議長(藤井勇治君) 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法 第118条 第2項に規定されます「指名 推選」の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(藤井勇治君) はい、異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、 「指名推選」とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(藤井勇治君) はい、異議なしと認めます。よって、臨時議長において 指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。議長に、野村昌弘議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、野村昌弘議員を議長の当選人と定めることにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(藤井勇治君) はい、ご異議なしと認めます。

よって、野村昌弘議員が、議長に当選されました。

野村昌弘議員が議場におられますので、本席から会議規則 第33条 第2項の規定により当選の告知をいたします。

野村議員、登壇して、ご挨拶をお願いいたします。

- ○議長(野村昌弘君) 議長。
- ○臨時議長(藤井勇治君) 野村議員。
- ○議長(野村昌弘君) ただいま、議員各位のご推挙を賜りまして、議長にご選任を いただきました野村でございます。

議長に就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

高齢者人口の急増や、高度医療の普及などによりまして医療費の増加が懸念される 状況の中で、社会保障の財源確保や医療費の抑制が大きな課題となっております。ま すます、健康づくりの推進や、医療費の適正化などを図る必要があろうかと思います。

今後とも被保険者の皆さんが、住み慣れた地域で、必要な時に必要な医療が適切に 受けられるような、そんな環境を作っていかなければならないと思います。

後期高齢者医療制度の安定的な運営が求められているところでもあり、議長という 重責をお預かりする責任の重さを痛感しております。

今後とも広域連合議会の活発かつ円滑な運営に努めてまいる所存でございますので、 皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任にあたりましてのご挨 拶とさせていただきます。これからお世話になります。よろしくお願い申し上げます。 ○臨時議長(藤井勇治君) ありがとうございました。

それでは、暫時休憩をいたします。自席でそのままお待ちをお願いいたします。

(議長 交代)

(午後2時35分 休憩)

(午後2時36分 再開)

○議長(野村昌弘君) それでは、再開いたします。

それでは、議会運営を改めてここで努めさせていただきます。

責任の重さを痛感しております。皆様方には議会運営にあたりまして、ご理解とご協力を賜りますように、改めてお願い申し上げ、議事進行を進めてまいりたいと思います。

それではお諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております追加議事日程に基づき、進めることと、いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村昌弘君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加することに決定いたしました。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付い たしております文書のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。 (追加日程第1)

○議長(野村昌弘君) 追加日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規 則第5条第2項の規定によりまして、指定いたします。

藤井勇治議員は、3番に指定をいたします。小西理議員は、4番に指定をいたしま す。有村国知議員は、16番に指定をいたします。

(追加日程第2)

○議長(野村昌弘君) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、16番有村国知議員、18番 野瀬喜久男議員を指名いたします。

(追加日程第3)

○議長(野村昌弘君) 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村昌弘君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(追加日程第4)

○議長(野村昌弘君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村昌弘君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選と することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村昌弘君) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に、西田秀治議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、西田秀治議員を副議長の当選人と定めることにご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村昌弘君) ご異議なしと認めます。

よって、西田秀治議員が、副議長に当選をされました。

西田秀治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

西田議員、登壇して、ご挨拶をお願い申し上げます。

- ○副議長(西田秀治君) 議長。
- ○議長(野村昌弘君) はい、西田議員。
- ○副議長(西田秀治君) ただ今、議長からご指名を受け、皆様のご賛同を頂きまして、副議長に就任いたします西田でございます。

野村議長のもと、本議会の運営が円滑に行われますよう努力して参ります。

議員の皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村昌弘君) 西田副議長には大変お世話になりますが、よろしくお願い申 し上げます。

(追加日程第5)

○議長(野村昌弘君) 追加日程第5、連合長から報告第2号「地方自治法第180 条議会の委任による専決処分について」が議会に提出されました。報告書につきましては、事前に配付したとおりでありますので、ご了承お願いいたします。 (追加日程第6)

- ○議長(野村昌弘君) 追加日程第6、議案第9号から議案第14号までを一括議題 といたします。書記より議件を朗読させます。
- ○書記(林祐里君) 議件を朗読いたします。

議案第9号平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、議案第12号平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、議案第13号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、議案第14号滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上でございます。

- ○議長(野村昌弘君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の 説明を求めます。
- ○広域連合長(橋川渉君) はい、議長。
- ○議長(野村昌弘君) 連合長。
- ○広域連合長(橋川渉君) 本日、議員の皆様方のご参集のもと、平成30年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いただき、諸案件の審議をお願いす るに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただ きます。

まず、「高齢者医療制度の見直しをめぐる国の動向」について申し上げます。

平成25年施行の「社会保障制度改革プログラム法」に基づき、各種の改革が進め られる中、高齢者医療制度については、これまで、給付と負担の見直しや、保険者機 能の強化といった、制度の持続可能性を確保するための改革が実施されてきました。

今後、現役世代の急減という新たな局面を迎えるにあたり、「健康寿命の延伸」や「医療・介護サービスの生産性向上」が政策課題として提示されているところです。 こうした中、今年9月、厚生労働省に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実 施」を検討する有識者会議が設置されました。これまで、医療保険・介護保険という 別々の制度の元で実施されてきた、フレイル対策や疾病予防・重症化予防と、介護予 防等の取組を、市町村が一体的に担うことのできる仕組みづくりが検討されておりま す。

当広域連合といたしましては、引き続き、こういった国の動向に注視しつつ、健康づくり事業や医療費適正化事業等に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「医療費の動向」について申し上げます。

滋賀県における平成29年度の平均被保険者数は、対前年度比3.30%増と、当初想定しておりました3.50%を下回って推移いたしました。また、一人当たり医療給付費については、平成29年度実績で対前年度比0.78%増となり、当初想定の2.44%を大きく下回りました。

医療給付費全体と致しましては、被保険者数及び一人当たり医療給付費の伸びが低く推移したことから、対前年度比4.12%増となり、当初想定の6.03%を大きく下回っております。

なお、平成30年度も、現在のところ、医療給付費の伸びは、比較的安定した状態で推移しております。今後も引き続き、医療費の動向に注視しながら、適切な財政運営を心掛けてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております議案の概要につきまして、ご説明いたします。 まず、議案第9号及び議案第10号は、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の平 成29年度決算について、認定を求めようとするものでございます。

一般会計歳入歳出決算では、歳入額が1億9,171万621円に対して、歳出額が1億4,012万1,908円となり、歳入歳出差引額は、5,158万8,713円の剰余となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算では、歳入額が1,609億9,849万7,411 円に対して、歳出額が1,547億7,519万70円となり、歳入歳出差引額は、62億2,330万7,341円の剰余となっております。

なお、平成29年度広域連合決算審査に当たりましては、監査委員から「これまで

着実に進めてきた医療費や療養費の適正化事業を引き続き推進すること、保健事業の成果の横展開と健康寿命の延伸に向けた取組について、一層の展開を図ること、第三者行為に係る損害賠償請求権の求償等にあたり、国に対し法制度の充実を求める等の取組を推進すること。」との、ご意見をいただいております。

これらのご意見を踏まえ、まず医療費や療養費の適正化事業については、後発医薬品使用促進の普及啓発や差額通知を引き続き行い、使用率の向上に努めるとともに、重複・頻回受診者へ適正受診を促す訪問指導や、レセプト審査等の適正化に努めてまいります。

保健事業は、これまで実施してきた取組に加え、歯科健康診査受診率向上に向けた 新たな事業を行い、健康寿命の延伸やフレイル予防の取組について、県及び市町や県 内の他団体等と連携しながら、一層の横展開に努めてまいります。

また、第三者行為に係る損害賠償請求の際に財産調査権がないことや、債務名義が すぐに得られないこと等、迅速な債権回収業務を実施していく上での課題があること から、今後、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対し法制度の充実を 求める等の取組を行ってまいります。

次に、平成30年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

これは、平成29年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れるとともに、必要な 予算措置を講じようとするものでございます。

まず、議案第11号の一般会計補正予算は、192万2千円を減額するものでございます。

これは、市町への保険者努力制度交付金の確定に伴う減額と、平成29年度の国庫 支出金や市町負担金の精算に伴う返還金及び、歯科健康診査受診率の向上を図るため の受診勧奨通知事業に係る費用等を増額するものでございます。

次に、議案第12号の特別会計補正予算は、6億2,361万8千円を増額するものでございます。

これは、平成29年度の国、県、支払基金、市町の負担金の精算に伴う返還金としまして2億3,192万円を、給付費等準備基金への積立金として、3億9,169

万5千円を増額するものなどでございます。

次に、議案第13号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、議案第14号は、代表監査委員を務めていただいている若林忠彦監査委員の 任期が、この11月30日をもって満了となりますことから、引き続き、若林さんを 監査委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、6件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(野村昌弘君) 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第9号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第9号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第9号「平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の 認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) 起立、ご着席ください。起立全員であります。よって、議案 第9号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第10号に対する通告による討論はございません。 これをもって討論を終結いたします。これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第10号「平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり、ご着席ください。すみません。

原案のとおり認定されました。恐れ入ります。

次に、議案第11号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第11号に対する通告による討論はございません。 これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第11号「平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第12号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第12号「平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第13号に対する通告による討論はございません。 これをもって討論を終結いたします。 これより採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第13号「専決処分につき承認を求めることについて (滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について)」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第14号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第14号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任 につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方 のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。 よって、議案第14号は、原案のとおり同意することに決しました。

(追加日程第7)

- ○議長(野村昌弘君) 追加日程第7、これより一般質問を行います。
 - 一般質問通告書が提出されております。

順次質問を許します。その順位は一般質問通告一覧のとおりであります。

質問にあたっては簡単明瞭にいただきますようお願い申し上げます。

それでは通告第1号 10番、谷畑英吾議員。

- ○10番(谷畑英吾君) 議長。
- ○議長(野村昌弘君) 10番、谷畑議員。
- ○10番(谷畑英吾君) 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問するに先立ちまして、一言、議長にお願いを申し上げます。

本会議に先立ちまして議員全員協議会もございましたが、その際に、例えば議員の身分でありますとか、恐らくこの中の議会運営でありますとか、こういったところについて、広域連合ができる前に我々議員が触らない中で骨格ができて、それが今にも繋がっているというような状況であるというご指摘もあったわけでありまして、ぜひですね、この議会運営でありますとか、また議員の身分でありますとか、こういったところについては、議会サイドでしっかり議論できるような場を作って頂けるとありがたいと思っております。

こういうことを申し上げますのも、実は今回この一般質問をしようと思ったときにですね、執行部サイドからこの部分については、質問しないでいただきたい、というような申し出がありました。これは、議員の発言権に対する重大な侵害であろうというふうに思っておりまして、しかもその取り下げ、というか、この部分については消して欲しいということを、本市の職員を通じて伝えてきたということでありまして、間に挟まった職員が非常に苦慮していたと、こういうやり方は私は、けしからんと思うわけであります。

ですから、この議会についてはですね、特別地方公共団体ではありますけれども、地方自治法の規定に基づいて運用されているわけでありますので、やはり議会サイドの中において、一定ルール化ということは議論するべきではないか。先程来、簡単明瞭にということで、発言通告については、事前に提出させていただくような形になっておりますけれども、簡単に議事を進めようとする中において、議件の朗読ということもされておりましたので、そういったところも恐らく省略してもよい部分もあろうかと思いますので、そういった点について、ぜひ議論の場をつくっていただけるとありがたいと思っておりまして。これはあくまでも要望でございます。

そして、質問に入らさせていただくわけでありますけども、内容といたしましては、 保険者努力支援制度における、ポイント獲得に対する交付金の運用ということでございます。

これから平成31年度の予算を編成していただくことになるというふうに思っておりまして。今年度の運用については、理解をさせていただいているわけでありまして、

次年度以降、どういった方向性で考えていかれるのかということについて、お尋ねさせていただきたいと思っております。

この保険者努力支援制度につきましては、国が平成28年度から開始した保険者インセンティブによります、財政支援ということでありまして、当広域連合におきましては、平成29年度実績で全国4位になるなど、積極的に取り組まれているところでもございます。

今年度の取組につきましても、1ポイントあたり150万円と試算をされているようでありまして、平成31年度予算編成に向けて、取り組まれる予定のようでもありますけれども、こういう交付金配分に対する方針について、また、広域連合と各市町の役割分担等も含めて、どういった形で保険者インセンティブを高めていくつもりなのかについて、お聞かせいただきたいと考えております。

また、国におきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について検 討が始まったと、先ほどの広域連合長のご挨拶の中にもございましたけれども、滋賀 県後期高齢者医療広域連合として、どういった方向性をお持ちなのかということにつ いても、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(野村昌弘君) はい、質問が終わりました。今ほど谷畑議員からご要請いただいた関係につきましては、連合長はじめ、執行部の方と議論をしておきたい、そして、確認をしておきたいと思います。しっかりと皆様方とともに、適正な運営ができますように努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、答弁を求めます。連合長。

○広域連合長(橋川渉君) はい、議長。

谷畑議員の保険者努力支援制度に関するご質問にお答えします。

まず、3点あったと思うのですが、1点目の交付金配分に対する方針でございます。 国のインセンティブ交付金の配分方法につきましては、広域連合が直接行う事業で活用するものと、市町への財政支援として交付金を配分するものとの二通りの活用をしております。

それぞれ、インセンティブの獲得点数により配分しており、広域連合直営事業により獲得したインセンティブ交付金につきましては、保健事業等に活用するとともに、

市町が負担する共通経費と財源更正を行うことで、市町負担の軽減を図っております。

また、市町へは、今年度創設した保険者努力制度交付金として、当該市町事業により獲得した点数に基づいて配分しており、市町が実施される保健事業等で活用いただいているところであります。

インセンティブの評価指標については、国が毎年、配点基準等を見直されますが、「フレイル対策」や「予防・健康づくり等の保健事業」などの強化・充実が大きな流れとなっておりますことから、その趣旨に沿った活用を今後ともしていきたいと考えております。

次に2点目の広域連合と市町の役割分担等を含め、どのように保険者インセンティブを高めていくかについてお答えをいたします。

平成30年4月に国が策定しました「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づき、広域連合の役割は、健診・レセプト等の情報を管理し、対象者抽出や 市町の事業評価を支援することと、事業への積極的なデータ活用等について市町へ周 知・啓発することと考えております。

また、市町におきましては、広域連合から提供する健康・医療情報等も活用しながら地域の疾病構造や健康課題を把握し、様々な年齢層の住民を対象とした保健事業等との整合を図りつつ後期高齢者の保健事業を推進していく役割を担うものと考えております。

このような役割分担を踏まえつつ、平成30年3月に当広域連合が策定しました第 2次保健事業実施計画の目標を達成するため、市町や地域の関係機関と連携し、保健 事業を実施することで、保険者インセンティブを高めて参ります。

具体的には、広域連合の直営事業として重複・頻回受診者訪問指導事業、後発医薬品の普及啓発や医療費通知などの各種事業を今後も引き続き実施して参ります。

さらに、市町の生活習慣病の重症化予防やフレイル予防事業については評価・検証 を行い、効果的な事業の横展開を推進して参ります。

次に3点目の高齢者と保健事業の介護予防の一体的な実施の方向性についてお答え申し上げます。

保健事業と介護予防を一体的に実施することは、大変効果的であると考えておりま

す。第2次保健事業実施計画におきましては、フレイル対策に着目し、市町の地域包括支援センターや介護予防部門等とデータ提供や補助金の交付等を通じて協力・連携していくこととしております。

今後も、国の動向を見極めながら、市町や地域の関係機関とより一層、協力・連携 し、後期高齢者が安心して必要な医療が受けられる体制づくりと健康寿命の延伸に向 けて取り組んで参る考えであります。

○議長(野村昌弘君) 谷畑議員。

はい、ありがとうございます。

以上で通告による発言、一般質問は終わりました。以上で一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を 閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時07分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成30年11月2日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 藤井勇治

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 野村昌弘

署 名 議 員 有 村 国 知

署 名 議 員 野 瀬 喜久男